

(通称)

荒川区ながらスマホ防止条例が 制定されました

～荒川区スマートフォン等の使用による安全を阻害する行為の防止に関する条例～
(令和3年1月1日施行)

令和2年10月9日、区議会本会議にて「荒川区スマートフォン等の使用による安全を阻害する行為の防止に関する条例」が可決されました。ルールを守り、危険な「ながらスマホ」をしないよう、みなさんのご協力をお願いします。

【禁止の内容】

- 公共の場所で、スマートフォン等の画面を注視しながら歩行すること(ただし、スマートフォン等を使用する必要がある特別の事情があると認められる場合は、この限りではありません)
- 道路交通法等の法令により禁止されているスマートフォン等の使用をしながら車両を運転すること

【禁止の対象となる場所】

区内の道路、公園、駅前広場、区等が管理する屋外駐車場、児童遊園等の公共の場所(建物内等を除く)

【禁止の対象となる機器類】

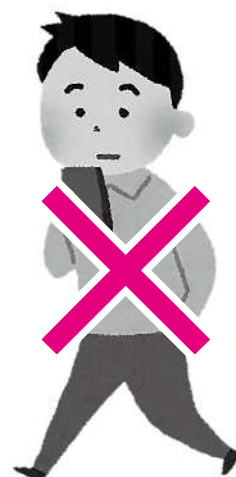
スマートフォン、携帯電話、タブレット端末、これらに類するもの(ゲーム機やカメラ等画面を注視して使用する機器類)

【歩行者がスマートフォン等を使用するには】

スマートフォン等を使用する時は、通行や利用の妨げにならない場所で、立ち止まった状態で行わなければなりません

【罰則】

歩行者に対する罰則はありません。ただし、区民等及び事業者は、歩きスマホ防止に関する意識啓発など、区の施策に協力するよう努める責務があります



NO!ながらスマホ!

荒川区スマートフォン等の使用による安全を阻害する行為の防止に関する条例(通称：荒川区ながらスマホ防止条例)が、令和3年1月1日に施行されました。



禁止の内容

- 公共の場所で、スマートフォン等の画面を注視しながら歩行することは禁止です(ただし、スマートフォン等を使用する必要がある特別の事情があると認められる場合は、この限りではありません)
- 道路交通法等の法令により禁止されているスマートフォン等の使用をしながら車両等を運転することは禁止です